

## 令和4年度 第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）岡崎市実施計画

この計画は、愛知県が令和3年度に策定した第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）（以下「特定計画」という。）の実施計画として策定するものである。

### 1 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ

### 2 計画期間

本計画の期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

### 3 管理すべき区域

本計画に基づき管理すべき対象区域は、特定計画に基づき市内全域とする。

### 4 管理の目標

#### (1) 目標

管理の目標は、適切な被害防除対策等を実施するとともに、狩猟を活かしながら効果的な個体数調整等を実施することにより、農林業被害等の未然防止又は減少を図るとともに、イノシシの地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図り、人とイノシシとの適切な関係を構築することとする。また市内でもイノシシへの感染が確認されたCSF（豚熱）の蔓延を防止するため個体密度の低減を図る。

#### (2) 現状

#### ア 生息状況

##### (ア) 生息地の範囲

愛知県の調査によると、平成27年度のイノシシの生息地の範囲は、図1に示すとおり県東部の山間部を覆い尽くしており、市内においても旧額田町の北部の区域と旧岡崎市の北東部まで及んでおり、平成17年度以降西及び南方向に広がっている。今後さらに生息地の範囲が拡大した場合、山間地に隣接する平地にまで被害が広がる可能性がある。

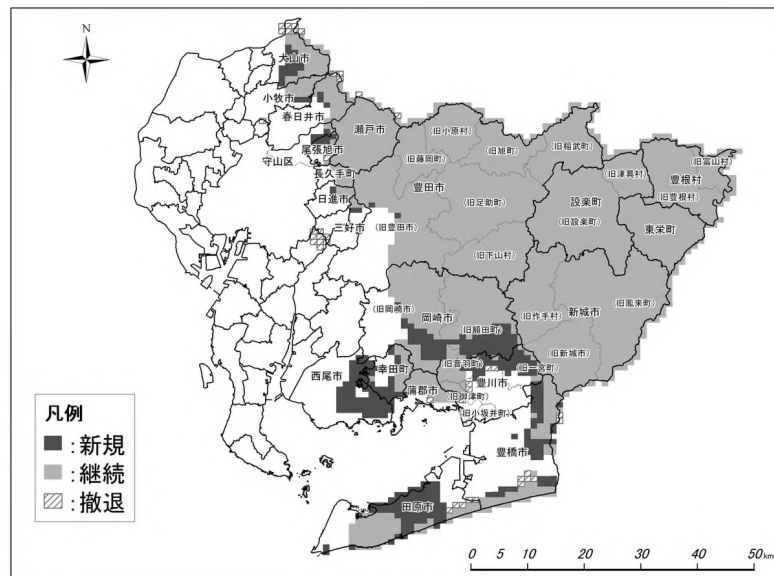


図1 イノシシの生息地の範囲

(出典) 愛知県自然環境課資料

(イ) 生息動向

イノシシについては、今のところ密度や個体数を推定する実用的な方法は確立されていない。

愛知県が平成 22 年度に行った聞き取り調査では、県内では 1 万頭超、市内では 2,300 頭程度生息していることが分かっており、平成 27 年度に行った聞き取り調査では旧額田町において増加傾向にあった。令和 2 年度に行った聞き取り調査では旧岡崎市では横ばい、旧額田町では減少傾向にあった。

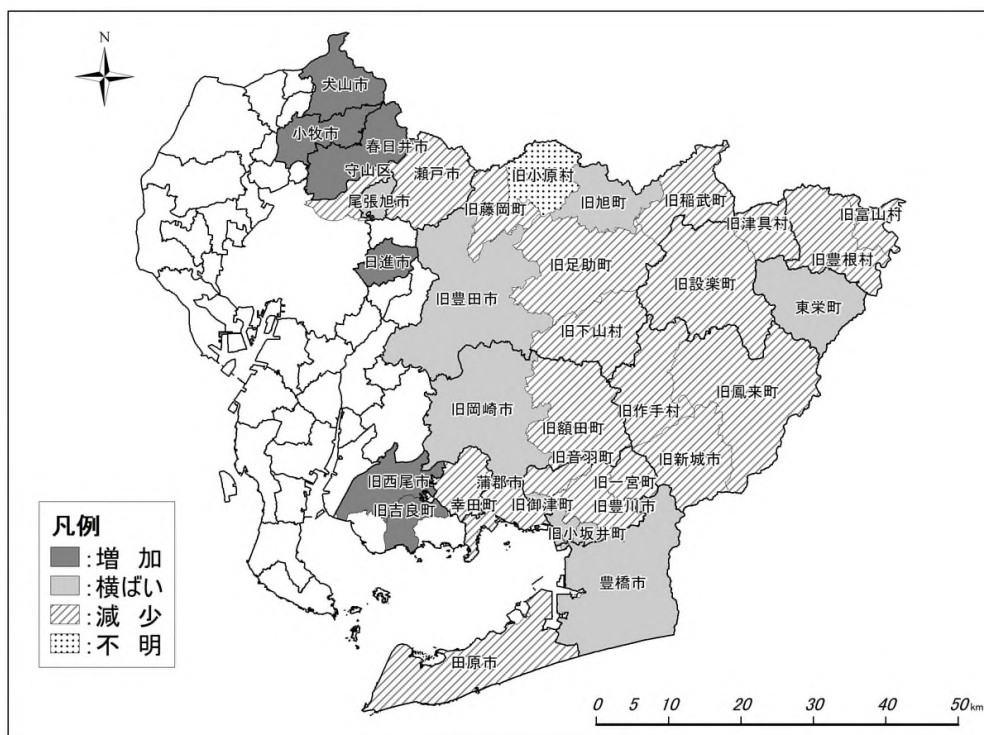


図 2 イノシシの生息動向

(出典) 愛知県自然環境課資料

(ウ) 捕獲状況

令和 2 年度のイノシシの狩猟による捕獲数を図 3 に、特定計画に基づく個体数の調整のための捕獲数（以下、「個体数調整」という。）を図 4 に、県指定鳥獣捕獲数を図 5 に示す。県内東部のほぼ全域で捕獲されており、旧岡崎市、旧額田町ともに捕獲数が多い。

市内の個体数調整による捕獲数を表 1 に示す。

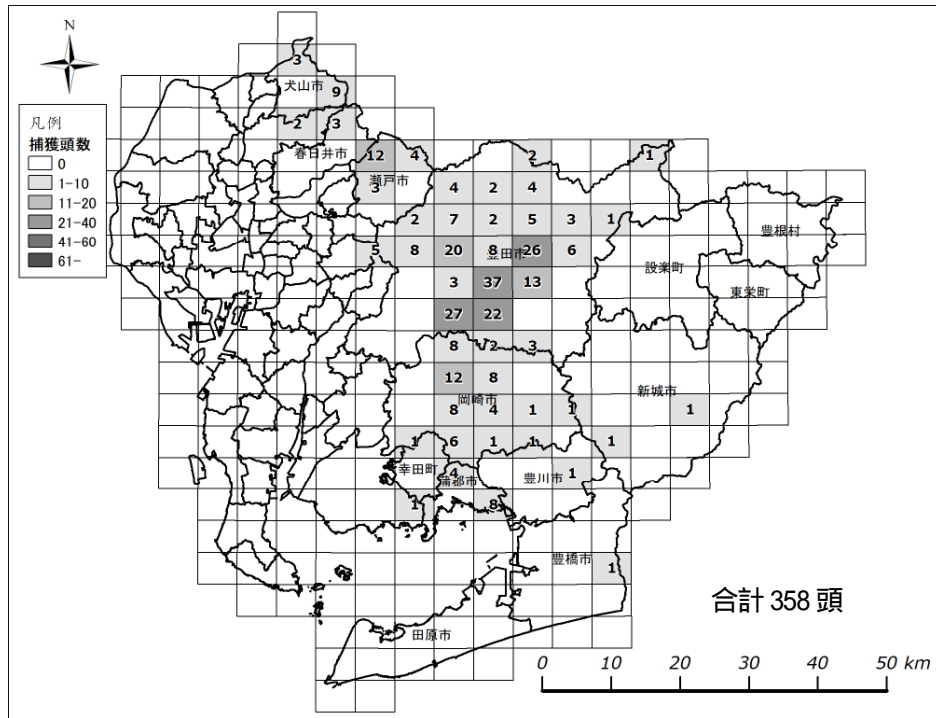


図3 狩猟によるイノシシ捕獲数分布図（令和2年度）

（出典）愛知県自然環境課資料

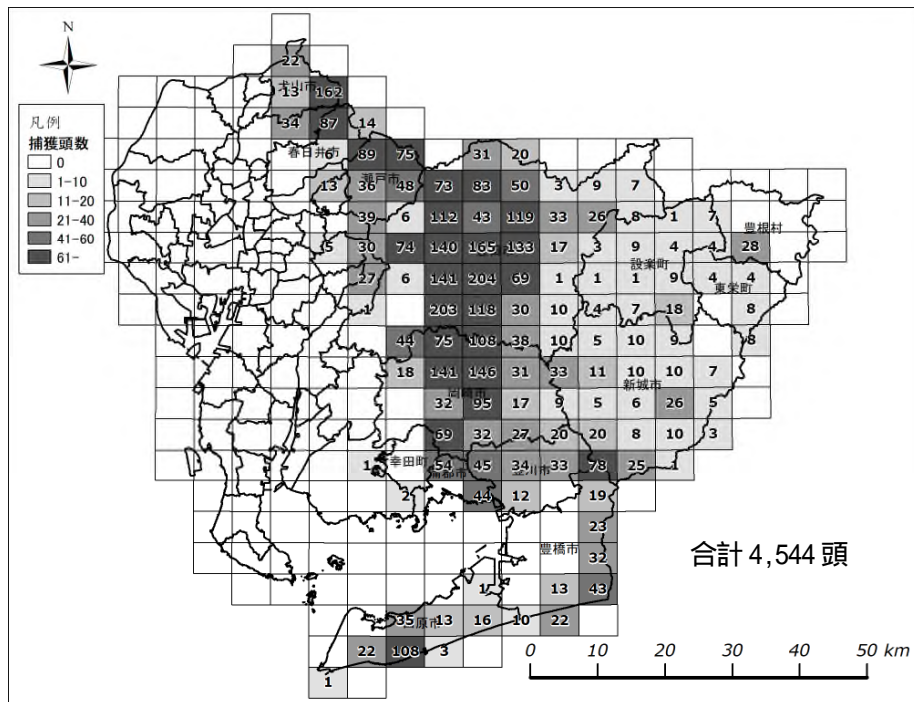


図4 許可捕獲によるイノシシ捕獲数分布図（令和2年度）

（出典）愛知県自然環境課資料

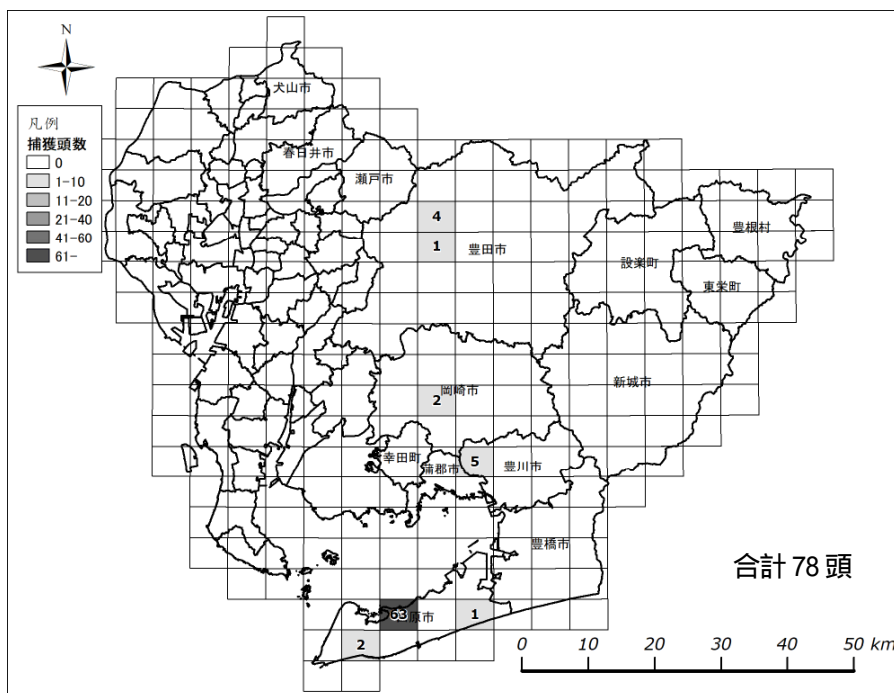


図5 県指定鳥獣捕獲によるイノシシ捕獲数分布図（令和2年度）

（出典）愛知県自然環境課資料

年度	R1	R2	R3	合計
旧岡崎市	1,070	517	405	1,992
旧額田町	410	279	151	840
合計	1,480	796	556	2,832

注：令和3年度は4月から9月までの実績

表1 地域別の個体数調整による捕獲数実績（単位：頭）

#### イ 生息環境と土地利用状況

イノシシの生息地の大部分は森林であるため、市内の森林内訳を表2に示す。

市内においては広葉樹林の割合が約3割と高くなっており、イノシシの好む環境にあると考えられる。また、里山や中山間地域の農地は、谷間を開墾した谷津田や山腹の緩斜面を利用した農地が多く、イノシシの被害を受けやすい形態をしている。他にも、里山は中山間地域に比べて竹林も多く、タケノコはイノシシの春の主要な食物となる。

さらに近年、全国的にこのような地域における耕作放棄地の増加が報告されている。耕作放棄地の増加はイノシシによる農林作物被害の増加、さらにはイノシシの生息数増加及び生息地の範囲拡大を助長するものと考えられる。

一方、西三河平坦部は農業の盛んな地域であり、今後里山に隣接した平地にある農地や住宅への被害の拡大が懸念される。

計画区域 市町村名	総数	立木地								竹林		無立木地	
		針葉樹		広葉樹		(再掲)							
						人工林		天然林					
岡崎市	27,711	17,232	62.1%	9,658	34.9%	14,465	52.2%	12,425	44.8%	472	1.7%	349	1.3%

表2 林種別森林等面積 (単位: ha)

ウ 被害状況

対象区域における平成30年度から令和2年度までの旧市町村別の推定被害状況を表3に示す。

計画区域 市町村名	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)
旧岡崎市	15.4	92.7	17,454	27.7	110.7	23,192	7.4	47.7	8,914
旧額田町	4.4	27.1	4,795	2.8	18.7	4,320	1.5	8.6	1,769
計	19.8	119.8	22,249	30.5	129.4	27,512	8.9	56.3	10,683

表3 旧市町村別の農林作物推定被害状況(平成30~令和2年度)

(3) 目標を達成するための施策の基本的な考え方

ア 順応的管理

目標を達成するために、次の施策を推進するとともに、その効果をモニタリングし、評価し、必要に応じて次年度の施策の見直しを行うこととする(図6参照)。

また、捕獲数の目標についても施策の実施状況及びモニタリング結果を踏まえ、順応的に見直しを行うよう県に求めていくこととする。

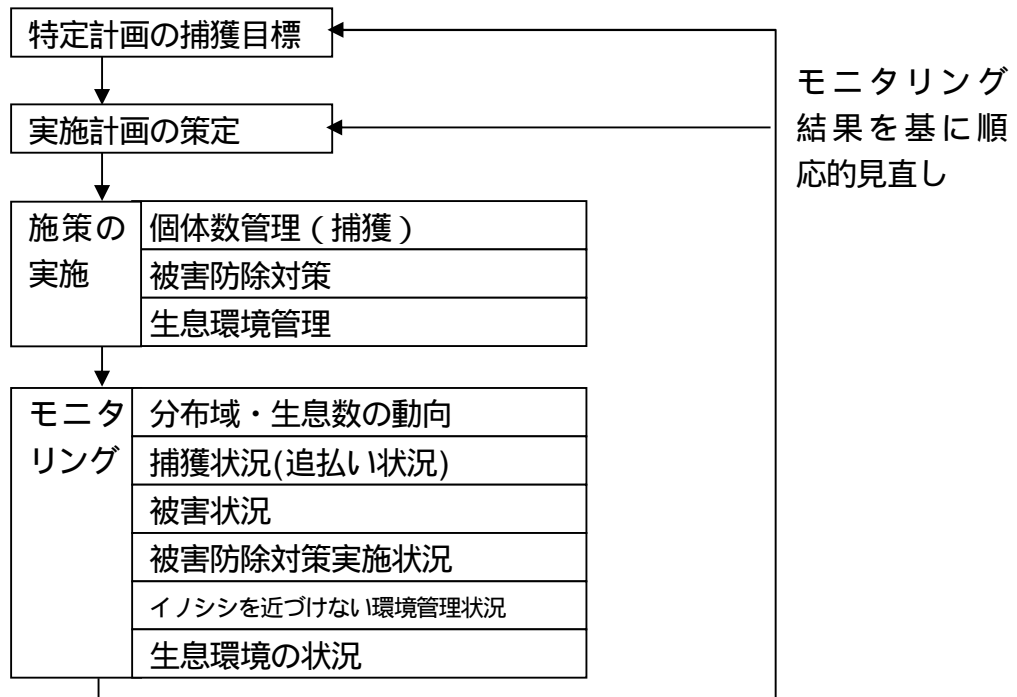


図6 順応的管理の概念図

イ 地域に根ざした取組の充実

鳥獣による被害対策は、生息環境整備、被害防除対策及び捕獲等の総合的な取組を地域レベルで適切に進めることが効果的である。

このため、市内の各地域の保護管理の具体的な目標を可能な限り集落レベルまで周知すること等により、地域の共通意識を醸成しながら、施策を実施することとする。

ウ 対象区域における農林業被害等の未然防止対策

被害の未然防止に必要な地域においては、拡大防止エリア、重点管理エリアとも以下の対策を実施し、被害の未然防止に努める。

(ア) 農地周辺の草刈の実施や未収穫物、ゴミ等を適切に処分することにより、農地及び人家周辺の餌場としての魅力を下げ環境管理を実施する。

(イ) 農地等への柵の設置等の被害防除対策を実施する。

(ウ) 加害個体を中心とした捕獲に努める。

## エ エリア管理

愛知県が作成した特定管理計画において、イノシシの分布が確認されていない地域を「予防エリア」、イノシシの在来個体群の分布が確認されている地域を「管理エリア」、イノシシの移入個体群の分布が確認されている地域を「根絶エリア」としている。エリア毎の目標と概要を表4に、エリア区分を図7に示す。

岡崎市は全域が「管理エリア」と指定されており、農業等への被害防止を図るため高い捕獲圧をかけ、被害発生を抑制するまでの生息数の減少を目標とし、以下の施策を推進する。

(ア) 適正な個体数に調整すること及び分布域拡大の防止を目的としたイノシシの捕獲の実施

(イ) 生息地となっている森林の間伐等適正な維持管理により、樹種、林相が多様で下層植生が豊かな森林づくりに努める。

(ウ) イノシシが近づかないよう里山の利用を活性化し人の出入りを増やす。

(エ) イノシシが近づかないよう餌となるものの除去や、下草刈により見通しを良くする等の環境対策を実施する。

エリアの目標		概要
予防エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定着防止</li> <li>・ 農業被害の未然防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○分布が確認されていない地域</li> <li>・ 分布が確認された場合に迅速に対応するため、区域に指定。</li> <li>・ 監視を徹底。</li> </ul>
管理エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業被害の減少</li> <li>・ 生息数の減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○在来個体群の分布が確認されている地域</li> <li>・ 高い捕獲圧を継続。</li> <li>・ 防除対策、生息環境管理の実施。</li> <li>・ 分布の周辺域では監視を徹底。</li> </ul>
根絶エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移入個体の根絶</li> <li>・ 農業被害の未然防止又は減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○移入個体群の分布が確認されている地域</li> <li>・ 根絶のための捕獲を継続。</li> </ul>

表4 エリアの目標と概要

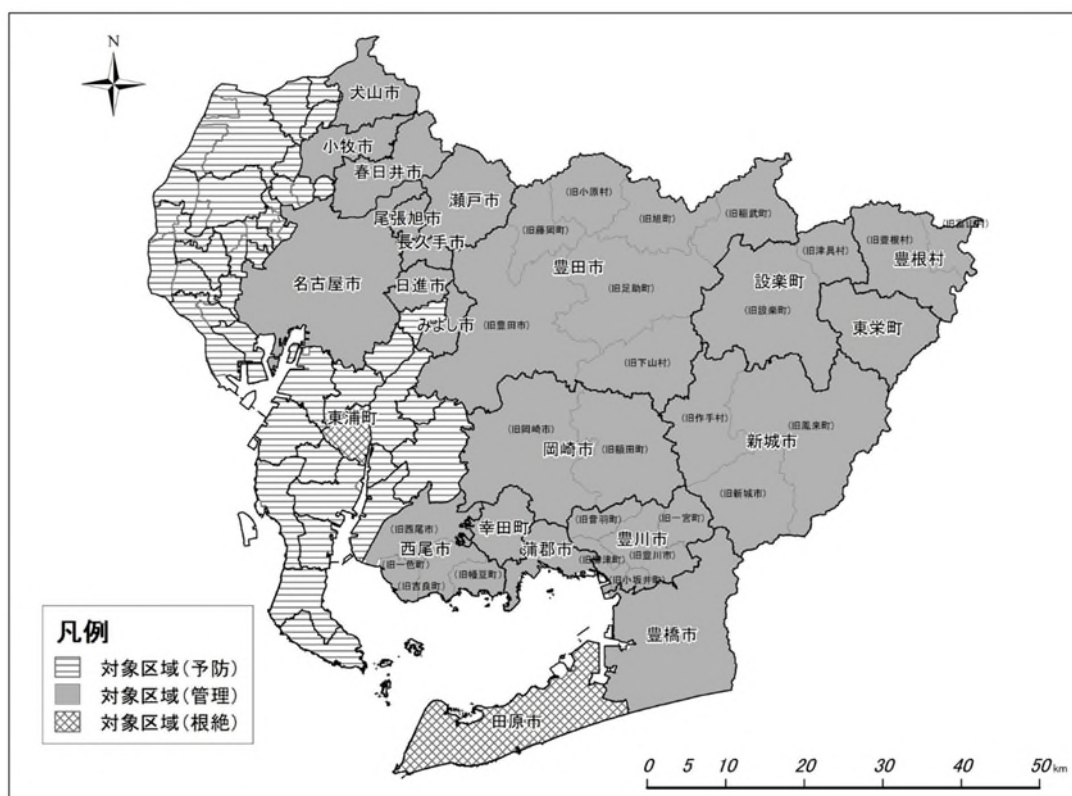


図7 エリア区分

5 数の調整に関する事項

(1) 捕獲圧の調整

岡崎市の捕獲業務委託期間である個体数調整捕獲期間において重点的に捕獲する。捕獲方法においては、令和2年度の捕獲実績を鑑み、捕獲檻による捕獲を推進して被害の減少を図る。捕獲数については、岡崎市鳥獣害防止計画に基づき目標値を設定し捕獲を実施する。捕獲数及び捕獲目標を表5に示す。

年度	令和2年度			令和3年度(見込み)			令和4年度(目標)		
	個体数調整		計	個体数調整		計	個体数調整		計
捕獲区分	銃	わな		銃	わな		銃	わな	
旧岡崎市	25	492	517	9	733	742	70	1550	1620
旧額田町	7	272	279	7	270	277	30	850	880
合計	32	764	796	16	1003	1019	100	2400	2500

表5 捕獲数及び目標数

(2) 最適な捕獲数の検討

捕獲実施者等の協力を得て前年度の捕獲数、捕獲場所、捕獲時期、捕獲個体の性別等を把握する。なお、イノシシについては個体数の現実的な推定方法が確立されておらず、生息密度を推定することは難しいため、捕獲効率(CPUE値)、農業被害



量等を指標として生息密度の増減を推定する。

これにより、最適な捕獲数を検討し、必要に応じて捕獲目標数の見直しを行う。

## 6 生息地の保護及び整備に関する事項

### (1) 生息環境の保護

本市内における鳥獣保護区は7か所（令和3年度）が指定されており、そのうちイノシシの分布域には7か所(8,218ha)が指定されている。

### (2) 生息環境の整備

森林の管理者は、「尾張西三河地域森林計画変更計画書」(自：平成28年4月1日～至：令和8年3月31日)に示された方針に基づき、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業の推進等を進め、生息地となっている森林の維持管理を行うことにより、樹種、林相が多様で下層植生が豊かな森林づくりに努める。これにより、森林でのイノシシの生息可能な環境が整備される。

人が手入れしなくなった里山は、イノシシの好適な生息環境となり、生息地の範囲の拡大につながることから、人の生活圏とイノシシの行動圏の緩衝地帯としての役割を持たせるため、地域住民及び土地管理者等は里山の積極的な利活用を図り、人の出入りの活性化を促進することにより、イノシシの定住しにくい環境に移行させる。

農地及び集落周辺における耕作放棄地及び藪・雑草等は、イノシシが農地等へ侵入する際の隠れ場となるため、土地管理者及び農家は刈り払い等の適正な管理に努める。また、農地の未収穫物、人家周辺の生ゴミ等はイノシシの食物となり、イノシシを誘引するため、農家及び地域住民等は適切に処分する。

これらの環境整備により、農地及び集落への侵入を困難にし、餌場としての魅力を下げることで、人の生活圏とイノシシの行動圏との分離に努める。

## 7 被害防除対策に関する事項

### 被害防除対策の評価

イノシシの捕獲に加え、被害防除対策として電気柵等防護柵の設置、環境管理として草刈りが各々の地域の状況に応じて実施されている。

銃による捕獲は一定の効果があり、わなによる捕獲はかなり効果があると考えられる。

計画区域 市町村名	被害動向	捕獲対策		防除対策		環境管理
		銃	わな	イノシシ用侵入防止柵 (ワイヤーメッシュ)	電気柵	草刈
旧岡崎市	減少					
旧額田町	減少					

：かなり効果あり      ：効果あり      ：効果が少ない

表7 イノシシの被害防除対策の評価

計画区域	実施年度	捕獲数（頭）		防除対策		環境管理
		銃	わな	電気柵（m）	イノシシ用侵入防止柵（ワイヤーメッシュ）（m）	講習会
旧岡崎市	R2実績	25	492	715	11,477	未実施
	R3見込	9	733	実施中	実施中	実施
	R4計画	70	1,550	計画中	計画中	計画中
旧額田町	R2実績	7	272	0	0	未実施
	R3見込	7	270	実施中	実施中	実施
	R4計画	30	850	計画中	計画中	計画中
合計	R2実績	32	764	715	11,477	未実施
	R3見込	16	1,003	実施中	実施中	実施
	R4計画	100	2,400	計画中	計画中	計画中

表8 イノシシの被害防除対策の実施量及び実施計画

## 8 その他管理のために必要な事項

### (1) 計画の実施体制

#### ア 計画作成体制

市を中心に各利害関係者が協議して、実施計画を作成する。

各利害関係者としては、農林業者の代弁者（農協、森林組合、農林業者の代表）、捕獲者の代弁者（猟友会）、野生生物保護の代弁者（県、市等）及び地域住民等とする。

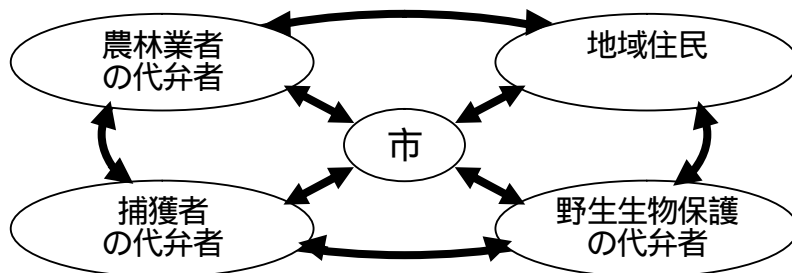


図8 計画作成の協議イメージ

#### イ 状況の把握収集体制

##### (ア) 被害状況

###### a 農林業被害

市内全ての農家へアンケート調査を実施する。

###### b 生活環境被害

地域住民、市、県、警察、消防等が状況を把握し、市に連絡する。

###### c 生態系被害

自然観察指導員、住民、自然保護団体（NGO、NPO）、県、市等が状況を把握し、市に連絡する。

##### (イ) 捕獲状況

###### a 狩猟による捕獲

狩猟者が毎年度県に提出する捕獲状況報告の内容を県が市に連絡する。

###### b 個体数調整による捕獲

市が実施する個体数調整を集計し、市が把握する。

##### (ウ) 生息状況

県が実施する生息状況調査（概ね5年ごと）に加え、狩猟者が県に報告する捕獲効率（CPUE）の変化を、県が市に連絡する。

さらに、地域の方々のほか釣りや山菜取り等で地域に入る人の目撃情報も、市は収集し、これを加味して状況を把握する。

#### ウ 捕獲体制

狩猟者の減少、高齢化が進む中、効率的な捕獲を行う必要がある。

このため、狩猟免許を取得した者には、取得のための講習費用及び狩猟免許試験受験料等の経費について支援し、狩猟者の増加を目指す。

#### エ 環境管理体制

草刈、未収穫農作物や生ゴミの撤去等、イノシシを寄せ付けない環境管理は、被害

者及びその代弁者と地域住民が一体となって地域全体で行う。

また、岡崎市鳥獣害対策協議会により環境管理に関する講習会を開催する  
オ 被害防除体制

岡崎市鳥獣害対策協議会、農業生産組合、林業家及び各地区の鳥獣害対策組合の連携により大規模な侵入防止柵の整備を進める。市、県、国はこれを支援する。

カ 生息環境整備体制

県、市による森林の管理に当たっては、間伐の実施等、野生生物の生息環境の整備に配慮した事業を行う。

(2) モニタリングの実施と実施計画へのフィードバック

本市及び県は、捕獲実施者等の協力を得て前年度の捕獲数、捕獲場所、捕獲時期、捕獲個体の性別等を把握する。なお、イノシシについては個体数の現実的な推定方法が確立されておらず、生息密度を推定することは難しいため、捕獲効率（CPUE 値）、農業被害量等を指標として生息密度の増減を推定する。

これに加え、本市は農林業関係団体等の協力を得て、対象区域における前年度の被害状況、生息環境管理状況及び被害防除対策の実施状況を把握するとともに、捕獲を含めたその効果の把握に努める。

これらを踏まえ、毎年度、愛知県特定鳥獣保護管理連絡協議会<sup>1</sup>及び愛知県特定鳥獣保護管理検討会<sup>2</sup>において、エリアの目的に沿って協議・検討し、過年度の施策の評価及び当該年度の実施計画を作成し、その中で捕獲目標及び算定の考え方を明らかにする。

(3) 捕獲に伴う事故防止対策

里山等では、生息地の範囲を拡大させないための捕獲を行う一方で、里山の積極的な活用を促進するため、里山に出入りする者と捕獲を実施する者の双方への十分な事故防止のための注意喚起等を行い、捕獲に伴う事故発生を防止するものとする。

1 愛知県特定鳥獣保護管理連絡協議会：県関係機関、市町村からなる組織

2 愛知県特定鳥獣保護管理検討会：学識経験者、農林業団体、狩猟者団体、自然保護団体、地域代表者からなる組織

(4) CSFの蔓延防止対策

CSFの蔓延を防止するため、捕獲を実施する際には防疫処置を徹底するなど感染拡大防止に努める。